

新型コロナウイルス感染症対策雇用維持特別支援給付金

○新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少が続く事業者においては、固定費の負担が大きくなっており、国の持続化給付金以外の支援が必要

[持続化給付金] 中堅・中小企業に上限200万円、個人事業主に上限100万円給付（要件：売上が前年同月比50%以上減少）

[固定費に係る支援制度] 固定資産税：土地を除きR3に減免措置あり、家賃：給付金制度創設（国2次補正）、休業補償：雇用調整助成金

⇒ 国の持続化給付金を受けてもなお**経営状況が厳しい状態が続いている県内に施設や店舗を有する事業者に対して、固定費のうち人件費負担に着目した給付金を給付する**ことで、事業の継続と雇用の維持を図る。

1. 給付金の概要

事業者

社会保険料※

日本年金機構など

※健康保険料、厚生年金保険料、子ども子育て拠出金をいう。

新型コロナウイルス感染症対策雇用維持特別支援給付金

<要件>

- ①国の持続化給付金を受給している
- ②令和2年1月～12月までの連続する3ヶ月の売上合計が前年（又は前々年）同期比で50%以上減少している
- ③上記②の3ヶ月の社会保険料を納付している（又は猶予特例を受けている）
- ④高知県税を滞納していない（又は徴収猶予を受けている）

<給付金の算定方法>

(社会保険料事業主負担3ヶ月分 × 県内従業員数/全従業員数 - 国の持続化給付金給付金額 × 3/12) × 2/3

※既に受給した持続化給付金額を差し引くことで持続化給付金で足りない部分を支援

※従業員規模や社会保険料負担月額に応じ、給付金の額は異なる

<給付上限額>

1,000万円（給付額は1円未満切り捨て）

2. 給付額のイメージ

<例> 従業員150人（うち高知県内施設の従業員数100人）
の法人の試算、対象月：3～5月

①社会保険料（事業主負担相当分）

3月分：4,000,000円

4月分：4,000,100円

5月分：4,000,111円

3ヶ月合計：
12,000,211円

②国の持続化給付金受給額：2,000,000円

【給付額】

$(12,000,211円 \times 100人 / 150人 - 2,000,000円 \times 3/12) \times 2/3$
= **5,000,093円**（計算過程で端数処理は行わず、円未満切り捨て）

3. 受付期間

令和2年7月9日（木）～令和3年2月10日（水）まで

問い合わせ：高知県雇用維持給付金 申請受付センター
TEL：088-821-7566（午前9時～午後5時 土日祝、年末年始除く）